

平成27年第3回
城里町議会定例会会議録 第3号

平成27年9月18日 午後 2時07分開議

1. 出席議員（15名）

1番	藤 咲 芙美子 君	10番	小 林 祥 宏 君
2番	片 岡 藏 之 君	11番	南 條 治 君
3番	菌 部 一 君	12番	杉 山 清 君
5番	三 村 孝 信 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	河原井 大 介 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
7番	関 誠一郎 君	15番	根 本 正 典 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坪 孝 君
9番	桐 原 健 一 君		

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	上遠野 修
副 町 長	小野瀬 篤 郎
教 育 長	小 林 孝 志
代 表 監 査 委 員	加藤木 昭 博
総 務 課 長	仲 田 不 二 雄
企 画 財 政 課 長	鯉 淵 弘 之
税 務 課 長	阿久津 忠 昭
町 民 課 長	金 長 典 子
保 険 課 長	大曾根 直 美
健 康 福 祉 課 長	山 口 利 春
産 業 振 興 課 長	皆 川 尊 志
都 市 建 設 課 長	桧 山 正 春
下 水 道 課 長	山 崎 秀 樹
会計管理者（会計課長）	大 貫 忠 男
水 道 課 長	河原井 明
農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 田 均

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長
書 記

鈴 木 貴 司
鯉 渕 佳 代 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成27年9月18日（金曜日）

午後 2時07分開議

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第40号 | 城里町個人情報保護条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 議案第41号 | 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第42号 | 城里町地域下水道の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について |
| 日程第4 | 議案第43号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第5 | 議案第44号 | 備品購入契約の締結について |
| 日程第6 | 議案第45号 | 平成27年度城里町一般会計補正予算（第2号）について |
| 日程第7 | 議案第46号 | 平成27年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第8 | 議案第47号 | 平成27年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第9 | 議案第48号 | 平成27年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第10 | 議案第49号 | 平成26年度城里町一般会計決算認定について |
| 日程第11 | 議案第50号 | 平成26年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第12 | 議案第51号 | 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第13 | 議案第52号 | 平成26年度城里町介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第14 | 議案第53号 | 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について |
| 日程第15 | 議案第54号 | 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について |
| 日程第16 | 議案第55号 | 平成26年度城里町水道事業会計決算認定について |
| 日程第17 | 議案第56号 | 城里町議会議員の辞職勧告について |
| 日程第18 | 請願第3号 | T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する請願 |
| 日程第19 | 請願第4号 | 教育予算の拡充を求める請願 |

- 日程第20 請願第5号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願
- 日程第21 請願第6号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願
- 日程第22 陳情第6号 「安全保障関連法案」の慎重審議に関する意見書提出を求める陳情
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第24 総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第25 教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第26 報告第31号 議会広報委員会視察研修報告書
- 日程第27 報告第32号 城里町総合教育会議設置要綱の制定
- 日程第28 報告第33号 城里町水道事業水道料金漏水認定減免基準の一部を改正する規程
- 日程第29 報告第34号 平成26年度地方公共団体財政健全化法に関する健全化判断比率及び資金不足比率
- 日程第30 報告第35号 株式会社 桂ふるさと振興センター決算報告書
- 日程第31 報告第36号 株式会社 物産センター山桜決算報告書
- 日程第32 報告第37号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）

< 3号追加の1 >

- 追加日程第1 発議第2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書
- 追加日程第2 発議第3号 教育予算の拡充を求める意見書
- 追加日程第3 発議第4号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書
- 追加日程第4 発議第5号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書

< 3号追加の2 >

- 追加日程第1 発議第6号 城里町議会運営委員長の解任動議

< 3号追加の3 >

- 追加日程第1 発議第7号 城里町議会議長の不信任決議案

< 3号追加の4 >

- 追加日程第1 発議第8号 南條治議員の懲罰動議

1. 本日の会議に付した事件

- 議案第40号
- 議案第41号
- 議案第42号
- 議案第43号
- 議案第44号

議案第45号
議案第46号
議案第47号
議案第48号
議案第49号
議案第50号
議案第51号
議案第52号
議案第53号
議案第54号
議案第55号
議案第56号
請願第3号
請願第4号
請願第5号
請願第6号
陳情第6号
報告第31号
報告第32号
報告第33号
報告第34号
報告第35号
報告第36号
報告第37号
発議第2号
発議第3号
発議第4号
発議第5号
発議第6号
発議第7号
発議第8号

午後 2時07分開議

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は15名です。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長、それぞれ出席しております。

傍聴人17名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承を願います。

議案第40号 城里町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 本日は議案質疑から入ります。

初めに、議案第40号についての質疑を求めます。

1番藤咲芙美子君。

○1番（藤咲芙美子君） 40号議案に対して質疑いたします。

この個人情報保護条例の一部を改正する条例についてなんですが、評価委員会の評価は受けているのでしょうか。それから、外部委託はされていますか。お聞きいたします。

○議長（小松崎三夫君） 企画財政課長鯉淵弘之君。

[企画財政課長鯉淵弘之君登壇]

○企画財政課長（鯉淵弘之君） 1番藤咲議員にお答えいたします。

国の方針に従って事務を進めておりまして、既に国の第三者機関である特定個人情報保護委員会に、町で行う11の事務について特定個人情報保護評価書の基礎項目評価書を提出しております。特定個人情報保護委員会ホームページ及び町のホームページにおいて公開を行っております。特定個人情報保護評価は、個人番号を含む個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することが義務づけられております。今後も事務に遅滞のないように進めてまいります。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

○1番（藤咲芙美子君） 今、評価実施しているということなんですけれども、その実施評価について安全が保障されるという評価をもらって、そして、ここでしっかりと評価されていますので大丈夫ですというようなことを言われて評価を受けた結果が出されているのかどうか、それからその公表というのは、ホームページで出されているのは、国で出しました評価の方法を出しているだけだと思います。それを評価委員会にどういう評価でいただいているのか、その出たものを公表しなければならないというのは、ホームページのみならずパブリックコメントあたりまで出しているのかどうか、そこら辺のところも公表しなければならないのではないかと思います。その点、公表についてお聞きいたします。

○議長（小松崎三夫君） 企画財政課長鯉淵弘之君。

〔企画財政課長鯉淵弘之君登壇〕

○企画財政課長（鯉淵弘之君） マイナンバー制度に関する広報につきましては、確定した情報を速やかに広報してまいりました。10月に送付される通知カードの所管情報登録申請についても8月に全戸配布の広報を行い、現在も受け付けを行っているところでございます。今後につきましても、国や県から番号制度に関する情報が発信されました場合には、速やかに住民の皆様にお知らせするよう努めてまいります。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

○1番（藤咲芙美子君） はい、いいです。

○議長（小松崎三夫君） いいですか、他にございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第41号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第41号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第42号 城里町地域下水道の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第42号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第43号 工事請負契約の締結について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第43号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第44号 備品購入契約の締結について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第44号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第45号 平成27年度城里町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第45号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第46号 平成27年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第46号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第47号 平成27年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第47号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第48号 平成27年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第48号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第49号 平成26年度城里町一般会計決算認定について

- 議長（小松崎三夫君） 次に、議案第49号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第50号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について

- 議長（小松崎三夫君） 次に、議案第50号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第51号 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について

- 議長（小松崎三夫君） 次に、議案第51号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第52号 平成26年度城里町介護保険特別会計決算認定について

- 議長（小松崎三夫君） 次に、議案第52号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第53号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について

- 議長（小松崎三夫君） 次に、議案第53号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第54号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について

- 議長（小松崎三夫君） 次に、議案第54号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第55号 平成26年度城里町水道事業会計決算認定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第55号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

議案第49号 平成26年度城里町一般会計決算認定について

議案第50号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について

議案第51号 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について

議案第52号 平成26年度城里町介護保険特別会計決算認定について

議案第53号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について

議案第54号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について

議案第55号 平成26年度城里町水道事業会計決算認定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、決算特別委員会に付託されておりました議案第49号 平成26年度城里町一般会計決算認定についてから議案第55号 平成26年度城里町水道事業会計決算認定についての審議結果について、決算特別委員長からの報告を求めます。

決算特別委員長 菌部 一君。

〔決算特別委員長 菌部 一君登壇〕

○決算特別委員長（菌部 一君） 今期町議会定例会において、決算特別委員会に付託されました議案第49号 平成26年度城里町一般会計決算認定から議案第55号 平成26年度城里町水道事業会計決算認定の7件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

付託されました議案については、議案付託表により各所轄常任委員会に審査をお願いしました。

審査の結果について、各常任委員長より報告がありましたので申し上げます。

総務民生常任委員会は、9月9日午前10時から城里町役場3階委員会室において開催し、議案第49号 平成26年度城里町一般会計決算認定（所管分）から議案第52号 平成26年度城里町介護保険特別会計決算認定までの4件について審査を行いました。

続いて、教育産業常任委員会は、9月14日午前10時から城里町役場3階委員会室において開催し、議案第49号 平成26年度城里町一般会計決算認定（所管分）、議案第53号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定についてから議案第55号 平成26年度城

里町水道事業会計決算認定までの4件について審査を行いました。

2 常任委員会とも、審査は執行部より関係課長、局長等の出席を求め、決算書の歳入歳出決算事項別明細書により説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、議案第49号 平成26年度城里町一般会計決算認定から議案第55号 平成26年度城里町水道事業会計決算認定の7件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

審査の過程においては、各委員から出された主な質疑については、別紙報告書のとおりですのでご高覧をいただきたいと思えます。

なお、執行部におかれましては、各委員からありましたご意見、指摘につきまして十分研究を積まれ、行政施策へ反映されることを要望いたします。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、ご報告といたします。

○議長（小松崎三夫君） 以上で決算特別委員長の報告を終結いたします。

なお、別紙配付のとおり、平成26年度城里町議会決算特別委員会報告書が決算特別委員長より提出されましたので、後ほどご高覧をお願いいたします。

討論

○議長（小松崎三夫君） これより討論に入ります。

初めに、議案第40号に対する討論はございませんか。

1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） 第40号議案 城里町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての反対の立場で討論を行います。

この条例改正は全ての国民、赤ちゃんからお年寄りまでに番号をつけ、割り振られ、個人の納税や社会保障の情報を国が管理することになります。国は更に、預貯金や健康診断などの情報にも拡大することが取り沙汰されています。それを使って政府は、税や保険料などの徴収を強化し、個人の財政、財布の中身も体の状況も個人のプライバシーが全て国に管理されることになるのです。さらに重要な問題は、一括して管理された極めて高い個人情報漏えい、流出の危機にさらされているということです。国会でも専門家は流出は避けられないと証言しています。この制度を実施しているアメリカでは他人の番号を悪用したり、成り済まし事件が毎年900万件も起こっています。政府は公的年金の申請の際などで手間が省けると言いますが、多くの人にとっては年に一度あるかないかの手続です。個人情報の流出によってもたらされる被害の方がはるかに深刻です。以上のことからこの条例改正に反対いたします。

私の討論を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 次に、賛成の方の討論はございませんか。
〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 次に、反対の方の討論はございませんか。
〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 次に、賛成の方の討論はございませんか。
〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第41号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第42号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第43号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第44号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第45号に対する討論はございませんか。
反対の方の討論を求めます。

1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） 議案第45号 平成27年度城里町一般会計補正予算（第2号）について反対の立場で討論を行います。

この補正予算に反対する最大の理由は、個人のプライバシーの侵害が懸念されるマイナンバー制度の実施が組み込まれていることにあります。平成27年度10月5日からマイナンバー制度がスタートされることで回覧による案内が住民に届きました。このマイナンバー制度は、個人の預貯金や特定健診情報などについても利用対象に拡大するものです。個人

情報のプライバシーが国や自治体に管理されることになるが、情報の流出が避けられず住民に大きな被害が出るかもしれない制度に対し、国からの出された評価を載せただけで、町で提出したものを委員会からの評価も受けておらず、評価義務である法的な手続さえもとらずに実施しようとしていることに納得できません。よって、平成27年度城里町一般会計補正予算（第2号）に反対をいたします。

私の討論といたします。

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 次、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第46号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第47号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第48号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第49号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第50号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第51号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第52号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第53号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第54号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第55号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採決

○議長（小松崎三夫君） これより採決に入ります。

議案第40号 城里町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第41号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第42号 城里町地域下水道の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第43号 工事請負契約の締結についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第44号 備品購入契約の締結についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第45号 平成27年度城里町一般会計補正予算（第2号）についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第46号 平成27年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第47号 平成27年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第48号 平成27年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第49号 平成26年度城里町一般会計決算認定についてを採決をいたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第50号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計決算認定についてを採決をいたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第51号 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを採決をいたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第52号 平成26年度城里町介護保険特別会計決算認定について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第53号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第54号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第55号 平成26年度城里町水道事業会計決算認定について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第56号 城里町議会議員の辞職勧告について

○議長（小松崎三夫君） これより日程第17、議案第56号 城里町議会議員の辞職勧告についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、15番根本正典君の議場退場を求めます。

〔15番根本正典君退場〕

○議長（小松崎三夫君） 議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

城里町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 今回の辞職勧告決議案の提案理由について説明をいたします。

今回の辞職勧告につきましては、城里町政治倫理条例に基づき、政治倫理審査会で審査したところ、根本正典議員が政治倫理条例に違反しているという答申を得ましたので、これに基づき辞職勧告をするものであります。具体的には、城里町の議員は公共事業に関する

企業から50万円を超える報酬を得てはならないという条例及びその下の規定がございますが、それに抵触すると認定されたため辞職勧告をするものでございます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第56号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討論

○議長（小松崎三夫君） これより討論に入ります。

議案第56号に対する討論はございませんか。

討論は1人1回の原則により1回のみとします。なお、発言時間は10分以内とします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○議長（小松崎三夫君） 静粛に。

○8番（阿久津則男君） 議案第56号 城里町議会議員の辞職勧告についてであります。反対討論を申し上げます。

今回の件で、会社側の説明によると報酬と給与は別であり、給与は報酬に含まれないと理解していたと説明があり、また根本議員は会社の要請により就職に至り、就職する際には町等へ確認されたとのことであり、就職後も会社に有利な取り計らいはしていないと述べております。しかし、政治倫理委員会は、条例施行規則第3条第2号に抵触していると判断いたしました。結果が出る前に根本議員は会社を退職しておりましたが、政治倫理委員会の結果は受けとめていると思われまます。

町の政治倫理条例第8条では、町長また議長が辞職勧告等について議会に諮ることができるとありますが、地方自治法第149条地方団体の長の事務内容では、長が議会議員に対して辞職勧告はできないのではないかと考えております。全国的にも長が議員に対して辞職勧告をした例はないと聞いております。また、議会の権限の中に議員の資格は除名の懲罰、資格決定による喪失、辞職そして直接請求による解職、議会の自主解散による失職など法令に根拠がある場合を除き、住民の判断に任せると示されております。議会議員は選挙で住民に選ばれていますし、任期は4年と法律で保障されています。議会が辞職勧告決議案を可決しても法的拘束力はありません。法的拘束力もない議員辞職勧告決議案を町長みずから提出すること自体に疑問を持ちます。町民を巻き込み、全国に発信し町

にとって良い印象を与えることが出来ず、町のトップが行う事務ではありません。他の市町村では考えられないことでもあります。

〔発言する者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 静粛にお願いします、静粛に。

○8番（阿久津則男君） 倫理は様々あります。我々議員を初め、町長を含む職員、農業委員、教育委員、その他町職員を担っている方々は、倫理というかモラルを大事にしなければなりません。各種の税金滞納はもちろんです、例えば水道、下水道に加入していない、また加入していても使用していないのでは町の事業に協力していないということになります。水道、下水道は事業費も大きく維持管理も大変であります。我々はモラル的にも使用しなければなりません。こういったことも指摘され、改善できれば私はよいと思っています。この他にも、倫理を守らなければならないことはたくさんあります。人間100%の人はおりません。根本議員は指摘を受け、会社を退職し、改善いたしました。あとは本人が決めることであります。私はそれでよいと思っております。繰り返しになりますが、法的拘束力はなく、寡頭の町長に議員の経済活動や議員活動を制限することはできません。従いまして、町長が議員辞職勧告決議案を提出したこと自体、大変危険な行為であり、認める訳にはいきません。

以上、反対討論といたします。

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 私は、議員を初めとする公人が政治倫理の深い理解と徹底を図るべきとの立場から56号議案に賛成の立場から討論を行います。

しかし、幾つかの意見があります。順次述べます。

第1に、この件が地方自治法との関係でどうなのかという問題です。地方自治法第92条には議員の兼業禁止が書かれています。この条文を読む限り、私は当該議員がこの地方自治法のこの規定に抵触するかどうかは問うことができないと思います。

第2に、この議案が町長から提案されていることに、私は強い違和感を持つものです。ご承知のように、地方自治体は長と議会はチェックアンドバランスの関係に置かれ、相互にチェックをしながら誤りを正すという役割を持っています。長と議会であって、長と個々の議員ではありません。

なお、地方自治法127条には失職及び資格決定の項が書かれています。ここでは議員の失職について規定していますが、昭和37年の判例によりますと、これの発議権は議員に専属するものと解するとあります。このことから、私は辞職勧告案を町長が提案するのは重大な問題だと思えます。私は当町の政治倫理条例のこの項が、法的に適切かどうかの吟味が必要ではないかと思っています。そういう問題があるからといって、私は政治倫理の

問題を消し去ることはできません。

今回の問題はほとんどの新聞でも取り上げられ、城里町のイメージダウンに繋がりました。町民の政治不信に直結する問題です。私は政治倫理問題の違反に時効はないと考えます。私は、政治に関する人間は高い倫理性と高潔さを保ってほしいと思っています。今回の件で、当該議員が庁舎建設の受注会社に勤めていたという事実は極めて重大です。平成25年9月の議会における庁舎建設契約の議案は可決され、工事が執行されました。さらに平成22年6月議会においては、石塚小学校校舎耐震工事、平成23年9月の古内地区の農業集落排水事業の工事、平成24年12月議会における常北学校給食センター災害復旧工事などを当該議員が勤める会社が契約をしています。それらの議案は全て全会一致で可決しています。当該議員がその会社に勤めていたにも拘らずそれらの工事契約が締結し、更に当該議員がその会社に勤めていた事実を知りつつ契約の議案に賛成したとすれば、先輩議員もその責任が問われるのではないのでしょうか。これらの工事には町民の血税が注ぎ込まれている訳です。公人たる人間の高い政治倫理の精神を期待するとともに、私もその点で努力することを申し上げて、賛成の討論といたします。

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） 議案に反対の立場での討論を始めさせていただきます。

私がこの町長提案の議案に対して一番危惧する点は、まず最初に、6月3日に第1審査会を行っている訳であります。町長は、よく思い出してください。4月28日、筑波の方へ行ってないでしょうか。これはあなた1人で行っている訳ではない。総務課から2人、企画財政課から1人連れて行っている訳だ。ということは、これは公務と認定される。しかも行った先は坂本法律事務所。違いますか。そこで何を行ったか。あなたは恣意的に政倫審を利用しているとしている訳であります。いいですか。

まず1つ、何を相談しているか。政治倫理条例に報酬、給料は含まれるかということをもまず争点として言っています。そして次に、東海組を何とか指名停止に出来ないか、相談している訳なんです。それからもう一つは、根本議員を何とか辞職させられないか、そういうことを、名前まで言いましょうか、坂本法律事務所、松村弁護士、違いますか。何という返事をもらいました。この政治倫理条例の中の違反では、指名停止は難しいと、あなたはもらっているでしょう、ちゃんと。いいですか、皆さん。こういうことが、これはたまたま根本議員の辞職勧告ということで行われたけれども、これを広範囲に考えれば、自分に意に沿わない者に対しては政倫審に息のかかった委員を選んで、こういうことができるということです。これこそ、地方自治の危機である。というところで、私は、あなたのそういう態度に対して反対の立場を貫く。

それともう一つ、いいですか。府中市議倫理条例無効……。議長、静粛にさせてくださ

い。

○議長（小松崎三夫君） 静粛にしてください。

○5番（三村孝信君） 府中市議議員倫理条例無効という、これは控訴審逆転判決、辞職勧告市議が勝訴というのがあるんです。これは2011年10月29日……

○議長（小松崎三夫君） 静粛にしてください。退席してもらいますよ。

○5番（三村孝信君） これは府中市議会の議員政治倫理条例は違憲であり、議員辞職勧告決議は名誉を傷つけられたとして、元市議松坂万三郎氏が市を相手取り、220万円の損害賠償を求めた訴訟が、控訴審判決が28日、広島高裁であった。小林正明裁判長は、条例は憲法で保障される経済活動や議員活動の自由を制限しており、無効であるとして請求を棄却、一審地裁判決を変更、市に33万円の支払いを命じた。これは条例の上の上位法が、条例が違法であるということをはっきり言っている。これは最高裁に上告されている。しかし、新たな事実が出ない限りは、これが最高裁の判例となるであろうということです。いいですか、こういったことを考えて議員の皆さんの良識ある判断をいただきたい。いいですか、根本議員の倫理条例違反ということではあるけれども、議会と執行部の大変な問題であるということをはっきり申し述べて、私の反対討論とします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

14番鯉淵秀雄君。

〔14番鯉淵秀雄君登壇〕

○14番（鯉淵秀雄君） 私は、今定例会に付議されました議案第56号 城里町議会議員の辞職勧告について賛成の意見を述べます。

平成25、26年度城里町入札参加者資格申請書の中にある技術職員名簿に議員が登録されているのを受け、条例中の議員が実質的経営に携わっている企業に該当するのではないかと町長が城里町政治倫理審査会に審査を請求し、去る7月23日審査会が条例違反であると認定。それを受け、条例中にある町長及び議長は辞職勧告等について、議会に諮ることができる適用され、町長が付議されたことは最善の策とは考えませんが、最良の策と理解するものでございます。議会として議会運営委員長、また農業委員等重要な役割を果たしている議員でありますから、人事にも影響する問題ではございますが、7月27日付で議長宛てに調査結果報告書が届いておるにもかかわらず、議会として何らの動きもなく、今日まで議長は議長の役割を果たすことなく、また議員は説明責任を逃れておりますことはまことに残念である、悔やむところでもございます。

私と議員は同期であり、同級生でもあります。今回の件は、私にとっても苦渋の決断でございます。しかしながら、私が旧常北町議会議長時代、近親者の告別式に花輪を掲示、それが公職選挙法に触れると告発を受けたことがございます。そのとき、議員は道義的責任がある。俺もやめるからおまえもやめろと、議員辞職届を提出されましたが、議員には

責任も辞職の理由もございません。私に辞職を迫ったにすぎず、最終的に届けの取り下げをお願いし、私が議長職を辞すことで合意をいたしました。そうした経験を持ってございます。また、議員は旧常北町政治倫理条例策定の際には、特別委員会の委員として多様な面から英知を生かされて進言してございます。また、誰もが認める議会きっての政策通の方でもありますから、本条例は特に熟知されていたものと考えます。報道にありました、報酬等に給与は含まれない、勘違いだとする主張は到底受け入れることはできません。再三に渡り町に対し、会社そして議員本人が条例に触れないか確認したことについては、元職員が否定をしたと聞き及んでございます。退職されたとはいえ、健康面でのものであり、本条例の審査とは全く関係のないところでございます。

主権者である町民と、町政を担う町執行部及び議員のモラルについて規制を設ける倫理条例。自身が条例策定にかかわった倫理条例を、約6年間に渡り欺き通した事実は消えるものではございません。城里町議会の品位と名誉を大きく傷つけ、利己的な弁明を主張。謝罪の言葉が一切なく、条例の恣意的な運用だ、条例が悪いので条例を改正したいとする傲慢な対応に全く反省の態度が見られないと同時に、町民の信頼を裏切る行為であり、我々議員は重く受けとめなければならず、また、他市町村に誇れる議会を構築するためにも辞職勧告が妥当であると考え、第56号議案に賛成するものであります。議員各位のご賛同を心よりお願い申し上げます、私の討論といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） 皆さん、いいですか。最初にお聞きします。倫理条例は議員が守る最低限の決まりだと思います。いいですか。それでは、私は今回の議員辞職勧告について賛成の立場から討論をいたします。

去る7月28日、新聞、テレビ等において多くの報道がありました。内容は、城里町議会議員の根本正典氏が城里町政治倫理条例違反を、町の政治倫理審査会が全会一致で違反であると公式に認定したとのニュースであります。この委員会の中には弁護士さんも入っております。

今回の不祥事に関しては、既に多くの町民と茨城県民の知るところであります。城里町議会議員は、城里町倫理条例の中で業者から年額50万円以上の報酬を受け取る場合は、町の公共事業及び町の請負契約を辞退しなければならない。これが条例であります。根本氏はこの企業で6年間就業していました。根本氏は、町の幹部職員に何度も条例違反は大丈夫なのかと確認していると発言していますが、城里町としてはそのような事実はないとのことあります。マスコミからの取材を受けた中で根本氏は、政治倫理条例に疑念を感じていると発言をしていますが、根本氏自らが政治倫理条例作成に関った経緯があります。

つまり、条例が悪いという発想自体、そのものが議会つまり自治体の立法府のメンバー、条例を作る議員として非常に不適切な問題発言であり、尚且つ城里町議会の運営を預かる議会運営委員会の委員長、この発言であることに耳を疑います。根本氏は今回の不祥事に対して、政治倫理条例違反認定に対して恣意的な運用だと批判をしておりますが、本来この政治倫理条例の作成に関った根本氏本人が条例違反を認識しながら、逆に根本氏自らが恣意的に、これまでの政治倫理条例を運用してきたのではないのでしょうか。

昨今、全国の多くの地方議会でも様々な不祥事が起きております。今回の不祥事においても、城里町議会が一体となって政治不信の払拭を、そして城里町の名誉回復に向けて取り組む必要があります。議会改革と信頼回復に向けて、今日がその第一歩となるように、議員各位に切にご賛同をお願いするものであります。皆様方のご賛同をよろしく申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 傍聴人、拍手はやめてください。

他にございませんか。

以上で討論を終結いたします。

採決

○議長（小松崎三夫君） 議案第56号 城里町議会議員の辞職勧告についてを採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定をされました。

以上で採決を終結いたします。根本正典君の入場を求めます。

〔15番根本正典君入場〕

○議長（小松崎三夫君） ただいまの議案第56号について可決されましたので、告知いたします。

以上で採決を終結いたします。

請願第3号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願

○議長（小松崎三夫君） これより請願の審査に入ります。

お諮りをいたします。

請願の議案朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

よって、請願の議案朗読は省略することに決定をいたしました。

日程第18 請願第3号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願を議題といたします。

本案は9月8日に教育産業常任委員会に付託されていたものであります。教育産業常任委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長桐原健一君。

〔教育産業常任委員長桐原健一君登壇〕

○教育産業常任委員長（桐原健一君） 教育産業常任委員会を代表し、9月8日に付託されました請願第3号の審査結果についてご報告いたします。

9月14日に本委員会を開催し、請願内容について審査しました。

請願第3号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願については、農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、国会決議を遵守するなどとし、交渉の情報についても国民に情報開示を行うとした内容を慎重に審査し、全会一致で採択することに決定しました。

以上、教育産業常任委員会としての委員長報告といたします。

議長において、お諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

請願第3号については、ただいまの教育産業常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号は採択することに決定をいたしました。

請願第4号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第19、請願第4号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

本案は、9月8日に教育産業常任委員会に付託されていたものであります。教育産業常任委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長桐原健一君。

〔教育産業常任委員長桐原健一君登壇〕

○教育産業常任委員長（桐原健一君） 教育産業常任委員会を代表し、9月8日に付託されました請願第4号の審査結果についてご報告いたします。

9月14日に本委員会を開催し、請願内容について審査しました。

請願第4号 教育予算の拡充を求める請願につきましては、子供たちの「豊かな学び」

を保障し公教育の一層の充実のためにも、教育予算の拡充の必要性を慎重に審査を行い、全会一致で採択することに決定しました。

以上、教育産業常任委員会としての委員長報告といたします。

議長において、お諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） 請願第4号については、ただいまの教育産業常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号は採択することに決定をいたしました。

請願第5号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第20、請願第5号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

本案は、9月8日に教育産業常任委員会に付託されていたものであります。教育産業常任委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長桐原健一君。

〔教育産業常任委員長桐原健一君登壇〕

○教育産業常任委員長（桐原健一君） 教育産業常任委員会を代表し、9月8日に付託されました請願第5号の審査結果についてご報告いたします。

9月14日に本委員会を開催し、請願内容について審査しました。

請願第5号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願につきましては、社会を担う青少年の健全育成は、全ての国民の願いである。特に「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り「家庭の価値」を基本理念に捉えた、「青少年健全育成基本法の制定」の必要性を慎重に審査を行い、全会一致で採択することに決定しました。

以上、教育産業常任委員会としての委員長報告といたします。

議長において、お諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

請願第5号については、ただいまの教育産業常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

1番藤咲芙美子君。

○1番（藤咲芙美子君） 討論がないんですが……。

○議長（小松崎三夫君） 異議ありということですよ。

○1番（藤咲芙美子君） 反対です。

- 議長（小松崎三夫君） だから異議があるんでしょう。
- 1番（藤咲芙美子君） 異議あり。
- 議長（小松崎三夫君） 今の産業委員長の報告どおり決定することにご異議がある訳でしょう。
- 1番（藤咲芙美子君） 最終的に決議をとらないですよ。
- 議長（小松崎三夫君） 異議があれば執り行いますよ。
- 1番（藤咲芙美子君） ではそれで。
- 議長（小松崎三夫君） ただいま委員長報告に対して、ご異議がございました。
- これから質疑を行います。請願第5号についての質疑を求めます。質疑ございませんか。
- 14番（鯉渕秀雄君） 議長、討論をやらせるということですか。
- 議長（小松崎三夫君） そうですよ。
- 14番（鯉渕秀雄君） 前回自分で決定しているでしょう。
- 議長（小松崎三夫君） けどやるって、それはできるって……。
- 14番（鯉渕秀雄君） まだ議運では決定されてないでしょう。
- 議長（小松崎三夫君） 議運でやったでしょう。
- 14番（鯉渕秀雄君） 議運ではやらせないことになっているでしょう。
- 議長（小松崎三夫君） なったでしょうけれども、だって本人はやれる権利はある訳でしょう。
- 14番（鯉渕秀雄君） それだったら議運で決める必要はないでしょう、議長。
- 議長（小松崎三夫君） その前ですよ。その前だって、やれる権利はある。
- 14番（鯉渕秀雄君） ですから、前回の議会運営委員会で美浦村の例を挙げてこういう形がありました、これはできるようにしないとイケないということで議運に諮っているでしょうよ。その答えがまだ出ていないでしょう。
- 15番（根本正典君） そのことについては、確かに議運で出ましたけれども、こういう時期には、その前には1回元のやり方でやってくれということを書いて、今度また美浦村ではと、その前にもまた違う話っていつもこころ話が変わっているんです。ですから、その場でははっきり言って、私はこの場では確かに結論は出しませんと、後でじっくり時間をかけてこれをやらなくちゃならないと返事をした覚えはあります。
- 議長（小松崎三夫君） 鯉渕議員、これは別に、この間も言ったとおり出来る訳でしょう。出来て、だから前回はスクールバスの問題もやったでしょう。
- 14番（鯉渕秀雄君） ですから、今こころ変わるとは言われましたが、僕一つも変わっていません。当初に産業のやつを異議ありを唱え、かなり反発をされましたですよ。僕は異議ありが出来ると思っていますので。
- 議長（小松崎三夫君） その前のときにも、前のときスクールバスの問題もあったときにはやったでしょう。

- 14番（鯉淵秀雄君） ですから、そのときには反発をくらったでしょう。
- 議長（小松崎三夫君） それはだから、委員会に付託したやつを本会議場でやっているわけでしょう。
- 議長（小松崎三夫君） 15番。
- 15番（根本正典君） 結局まだそういうことで、議会運営委員会としては結論は出していないと思います。形としては。ただ、議長の権限がありますから、議会での。反対者があった場合は、それは議長がやらせるというなら、それでもいいんじゃないですか。
- 2番（片岡藏之君） 議運が要らなくなっちゃうでしょう。
- 15番（根本正典君） 議運が要るとか要らないとかの話じゃなくて……
- 〔「議長進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） ただいま藤咲議員から異議があるということでございました。これで採決をとります。質疑、討論なしにしまして、採決をとらせていただきますから。それでよろしいでしょうか。
- 11番（南條 治君） 戻さなきゃだめでしょう。
- 議長（小松崎三夫君） だから今、そういう話が出て、討論どうのこうのと言ったでしょう。だからそれを省略して、質疑、討論はなしにしまして採決にいきますかと今、藤咲議員に確認をしたところです。藤咲議員はそれでも結構だということです。
- 16番（小唄 孝君） そうしたら、6月の話は何なのよ。
- 議長（小松崎三夫君） 静粛にしてください。6月の話じゃないですよ。
- 16番（小唄 孝君） 6月の話をきちんと説明してから今日の話は……。
- 15番（根本正典君） ちょっと、番号言ってけ。手を挙げて許可をもらってからしゃべってください。
- 議長（小松崎三夫君） このまま採決に入りますんで、よろしくお願いします。

請願第5号についての採決をいたします。

- 16番（小唄 孝君） 議長、これ採決やったら今委員会に付託して、委員会の決定を、今度は委員会が要らなくなっちゃって、一括で本議会で審議するようになっちゃうでしょう、これで議決取ったとしたら。そこら辺どうなんですか。
- 議長（小松崎三夫君） 暫時休憩します。

午後 3時14分休憩

午後 3時25分開議

- 議長（小松崎三夫君） それでは、会議を再開いたします。
-

請願第5号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第20、請願第5号 「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

本案は、9月8日に教育産業常任委員会に付託されていたものがあります。教育産業常任委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長桐原健一君。

〔教育産業常任委員長桐原健一君登壇〕

○教育産業常任委員長（桐原健一君） 教育産業常任委員会を代表し、9月8日に付託されました請願第5号の審査結果について、ご報告いたします。

9月14日に本委員会を開催し、請願内容について審査しました。

請願第5号 「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書提出に関する請願につきましては、社会を担う青少年の健全育成は全ての国民の願いである。特に健全な青少年は健全な家庭から育成されるという原点に立ち返り、家庭の価値を基本理念に捉えた青少年健全育成基本法の制定の必要性を慎重に審査を行い、全会一致で採択することに決定しました。

以上、教育産業常任委員会としての委員長報告といたします。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

請願第5号については、ただいまの教育産業常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、請願第5号は採択することに決定をいたしました。

請願第6号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第21、請願第6号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願を議題といたします。

本案は、9月8日に教育産業常任委員会に付託されていたものであります。教育産業常任委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長桐原健一君。

〔教育産業常任委員長桐原健一君登壇〕

○教育産業常任委員長（桐原健一君） 教育産業常任委員会を代表し、9月8日に付託されました請願第6号の審査結果について、ご報告いたします。

9月14日に本委員会を開催し、請願内容について審査しました。

請願第6号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願については、農林水産分野

の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、国会決議を遵守するなどとし、交渉の情報についても、国民に情報開示を行うとした内容を慎重に審査し、全会一致で採択することに決定しました。

以上、教育産業常任委員会としての委員長報告といたします。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

請願第6号については、ただいまの教育産業常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、請願第6号は採択することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。なお、議員各位は控え室でお待ちくださるよう、よろしくお祈りをいたします。

午後 3時29分休憩

午後 3時36分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小松崎三夫君） ここで、日程の追加についてお諮りをいたします。

ただいま、9番桐原健一君ほか6名から、発議第2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

発議第2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第1、発議第2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書を議題といたします。

お諮りをいたします。

発議第2号の意見書の朗読は省略したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号の意見書の朗読は省略することに決定をいたしました。

これから質疑を行います。

発議第2号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第2号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結をいたします。

これより発議第2号 T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書を採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は議会事務局長に内閣総理大臣、農林水産大臣へ提出させます。

さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

日程追加

○議長（小松崎三夫君） 日程の追加についてお諮りをいたします。

ただいま、9番桐原健一君ほか6名から、発議第3号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

発議第3号 教育予算の拡充を求める意見書

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第2、発議第3号 教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

お諮りをいたします。

発議第3号の意見書の朗読は省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号の意見書の朗読は省略することに決定をいたしました。

これから質疑を行います。

発議第3号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第3号 教育予算の拡充を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は議会事務局長に内閣総理大臣、文部科学大臣等へ提出させます。

日程追加

○議長（小松崎三夫君） 日程の追加についてお諮りをいたします。

ただいま、9番桐原健一君ほか6名から、発議第4号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第4号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

発議第4号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第3、発議第4号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書を議題といたします。

お諮りをいたします。

発議第4号の意見書の朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第4号の意見書の朗読は省略することに決定をいたしました。

これから質疑を行います。

発議第4号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

発議第4号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第4号 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。なお、意見書は議会事務局長に内閣総理大臣、総務大臣等へ提出をさせます。

日程追加

○議長（小松崎三夫君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、9番桐原健一君ほか6名から、発議第5号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第5号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

発議第5号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第4、発議第5号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書を議題といたします。

お諮りをいたします。

発議第5号の意見書の朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第5号の意見書の朗読は省略することに決定をいたしました。

これから質疑を行います。

発議第5号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第5号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第5号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は議会事務局長に内閣総理大臣、農林水産大臣等へ提出させます。

陳情第6号 「安全保障関連法案」の慎重審議に関する意見書提出を求める陳情

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第22、陳情第6号 「安全保障関連法案」の慎重審議に関する意見書提出を求める陳情を議題といたします。

お諮りをいたします。

陳情の朗読は省略したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情の朗読は省略することに決定をいたしました。

それでは、「安全保障関連法案」の慎重審議に関する意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

本案は、9月8日に総務民生常任委員会に付託されていたものであります。総務民生常任委員長の報告を求めます。

12番、総務民生常任委員長杉山 清君。

〔総務民生常任委員長杉山 清君登壇〕

○総務民生常任委員長（杉山 清君） 総務民生常任委員会を代表し、9月8日に付託されました陳情第6号「安全保障関連法案」の慎重審議に関する意見書提出を求める陳情の審査結果について、ご報告いたします。

9月16日に本委員会を開催し、陳情内容について審査しました。

その結果、この案件は、城里町議会において調査、審査、そしてより深い議論を重ねなければならないと判断し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長においてお諮り願います。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 陳情第6号については、ただいまの総務民生常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第6号は閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

動議の提出

○議長（小松崎三夫君） 続いて、日程……。

〔「議長、14番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 14番鯉渕秀雄君。

○14番（鯉渕秀雄君） 動議の提出をしたいと存じます。

○議長（小松崎三夫君） ただいま、14番鯉渕君から動議が提出されました。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 会議規則第16条の規定により、動議は1人以上の賛成者が必要です。

お諮りをいたします。

賛成する方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） この動議は1人以上の賛成者がありますので成立しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3時47分休憩

午後 3時52分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発議第6号 議会運営委員長の解任の動議

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第1、発議第6号として、直ちに議会運営委員長の解任の動議が提出されました。議会運営委員長の解任の動議を日程に追加し、追加日程第1、発議第6号として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 異議なしと認めます。

ここで、15番根本正典議員の除斥をお願いいたします。

〔15番根本正則君退場〕

○議長（小松崎三夫君） それでは、追加日程第1、発議第6号として直ちに議会運営委員長の解任の動議を議題といたします。

提出者に提案理由を求めます。

14番鯉渕秀雄君。

〔14番鯉渕秀雄君登壇〕

○14番（鯉渕秀雄君） 趣旨説明を申し上げます。

先ほど、根本議員に対して議員辞職勧告案が可決決議をいたしました。

根本議員は、本議会の運営を司る議会運営委員会の委員長でもあります。

議会運営委員会とは、地方自治法第109条第3項で、法律上認められた公的な委員会です。議会運営委員会には2つの性格がございます。1つ目は議会を円滑に運営するための協議機関であること、2つ目は議長を支えている諮問機関、つまり議長の裏方的な存在であります。

従いまして、本議会の運営、そして議長との密接な関係にある委員会であり、その委員長である根本議員は、先程の結論が出た以上、議会運営委員会の委員長という重責であるポストに居座り続けることは非常に問題であることは明白であります。

ここで幾つか、今月9月1日の議会運営委員会での根本議員の発言をご紹介します。

政治倫理条例とは非常に厳しく企業から労働の対価として報酬をもらうことがどうして悪いのかと発言をされてございます。町の幹部職員に何度も条例違反は大丈夫なのかと確認をしたと発言し、さらに元職員と2名の実名を挙げておりました。3つ目に、現在の政治倫理条例の改定、改正を今後求めていくと発言をしております。

以上3点を、議長を含め7名の議員の前で卑俗かつ卑劣な発言をしております。

根本議員は、自ら城里町政治倫理条例の作成に関りながらも、その条例が悪いという条

例を作る立場の議員自らがその矛盾さを露呈し、そして役場職員2名の実名を挙げて責任転嫁を図っております。このような議員をいつまでも議会運営委員会の委員長という責任ある立場に居座らせる訳にはいきません。

以上、趣旨説明といたします。議員各位のご賛同をお願いするものでございます。

○議長（小松崎三夫君） 提案理由の説明が終了しました。

これから質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 以上で討論は終了します。

これより議会運営委員長の解任の動議を採決いたします。

本件に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、15番根本正典議員除斥につきましては、これは解除いたします。根本正典議員が着席されるまでお待ちをいただきます。

〔15番根本正典君入場〕

○議長（小松崎三夫君） 15番根本正典議員に告知いたします。採決の結果、可決となりました。

動議の提出

○議長（小松崎三夫君） 続いて、日程……。

〔「議長、緊急動議です」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 12番杉山 清君、何の動議ですか。

○12番（杉山 清君） 議長不信任案を求めます。

○議長（小松崎三夫君） ただいま、12番杉山 清君から議長不信任の動議が提出されました。会議規則第16条の規定により、動議は1人以上の賛成者が必要です。

お諮りします。

賛成する方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） この動議は1人以上の賛成者がありますので成立しました。
ここで暫時休憩をいたします。

午後 4時00分休憩

午後 4時14分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程の追加

○議長（小松崎三夫君） ただいま、会議時間の延長を宣告いたします。
休憩前に成立しました議長不信任の動議を日程に追加し、追加日程第1、発議第7号として直ちに議題とすることにいたします。
ここで暫時休憩いたします。

午後 4時15分休憩

午後 5時48分開議

○副議長（藺部 一君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発議第7号 議長不信任の動議

○副議長（藺部 一君） 本件につきましては、13番小松崎三夫君の一身上に関する事件ですので、地方自治法第117条の規定によって、13番小松崎三夫君の退場を求めます。

〔13番小松崎三夫君退場〕

○副議長（藺部 一君） それでは、追加日程第1、発議第7号 小松崎議長不信任決議案について議題といたします。

提出者に提案理由を求めます。

12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 小松崎議長の不信任案の理由について申し上げます。

議会の代表である議長は、議員の信任を得て、議長となった訳です。その議長を支え、町民の信頼に応える議会を作り上げることは、私ども議員の責任であります。しかし、その前提は議長自ら町民や議員を信頼させる資質と行動があつて、初めて成り立つものだと思います。

今回、我々の代表である小松崎議長の不信任案を提出することは、城里町議会を構成する1人として断腸の思いであります。しかし、小松崎議長の6年間、特に震災後の行動に対し不信の声、特に昨今はその声を多く聞くようになりました。このままではいけない、現況を打開しなければ、議会の自浄力を示さなければと、その強い思いの結果、議長不信任案の提案をすることといたしました。

その点をまず申し上げ、理解をいただきたいと思っております。皆さん、この機会にもう一度考えてください。

ご承知のとおり、地方自治の運営は、首長と議会という二元代表制にて運営されています。言い換えれば、町の顔は町長であり、議会の代表は議長であります。このような立場の議長には当然求められる議長像があります。

城里町の倫理条例には、第1条に町政が町民の厳粛な信託に基づくものであると認識をし、町民全体の奉仕者とし、町政に当たると、また高度の倫理性及び廉潔性を求められることを自覚し、政治倫理基準を自ら定め、常に誠実、公正にその職務を行うことを促し、最小限の遵守事項を定めることによって町民の信託に応え、あわせて町民の町政に対する正しい認識及び自覚を喚起し、もって正常で民主的な町政の発展に寄与することとあります。

私が述べる議長不信任案の趣旨については、次のとおりであります。

まず、第1、城里町が推し進める行財政改革、無駄遣いを肅正することに逆らうことのないような行動、姿勢について指摘をいたします。

町民に対し、不公平極まりない行為があります。交際費は税金であります。町長も議長も決まりを守り計上していると思うところではありますが、議長の交際費の支出には経費に対する考え方、使い方に大変異議を感じます。平成17年2月4日決定の議会議員慶弔等申し合わせ事項がありながら、議長交際費の支出基準並びに公表に関する要綱を平成23年東日本大震災で執行部、議会、町民が復興の尽力中の最中、平成23年4月1日付で施行とは甚だ遺憾であります。この要綱については、議員には報告もなく、更には第4条に議長交際費の公表はその内容を城里町のホームページに掲載するものと記載されているにも拘らず、4年半、この間公費の公開を放置したことは重大問題であり、城里町議長として資質に欠ける行為に十分値すると思っております。

また、慶弔費は町長の4倍の支出であります。議会との関係がない葬儀にも数多く公費を支出しています。今年の新盆焼香は20件と聞いていますが、歴代議長に比べても何倍も多く、葬儀と同じく町や議会と関係のない町民宅へ城里町議会と記名での物品を添え、新盆焼香はあってはならないこととあります。

第2に、教育産業常任委員会の沖縄研修は2月4日と5日に行われました。この研修で、公私混同と正しく言えることがありました。まず1つは、企画財政課管理のETCカードを議長個人の車にセットし、2月4日、5日、さらには沖縄も含めて使用したということ

であります。さらに公務の議会研修に議長所有の高級ハイブリッド車を羽田空港と城里町間140キロ、往復で280キロに使用しましたが、万が一、事故等があった場合にはどのような責任をとるのでしょうか。無責任な行為としか言いようがありません。

さらに、沖縄研修帰宅後、2月6日、小松崎議長所有の高級ハイブリッド車ガソリンオイルを65リッターのタンクに71.75リッターのガソリンが給油されていることが判明しました。それも城里町所有の議長公用車の伝票を使っての給油とは甚だ遺憾であります。これは、刑法第252条1項に規定される罪にも当たります。とともに、65リッターのタンクにどうして71.75リッターのガソリンが入るのか、不思議極まりない話であると同時に、執行部においても管理責任が問われます。町民への思いを倫理を重んじなければならない議長です。6年目の議長としてはお粗末極まりない重大な問題であります。

第3に、平成27年第3回城里町議会定例会初日の9月8日、議案第56号の先議の件について議長は執行部と相談をしたと真実でないことを、さも真実のように虚偽の報告を議場にて発したことは重大な問題であります。暫時休憩後、控え室での確認で真実でないことが判明し謝罪はしましたが、一時逃れのうそであったことは言うまでもありません。私は小さいころ、親にこう言われました、うそは泥棒の始まりだと。倫理条例では、常に誠実、公正とありますが、議長においては大変欠落していると思うものであります。

最後になります。昨年10月26日、割烹千歳にて、上遠野町長就任祝賀会が開かれました。この件は、当議員に対して私は許可をもらっておりません。私の思いとしてここで述べさせていただきます。主催者は当時の小山一夫副町長と小松崎三夫議長であります。執行部と議員は来賓として出席しました。宴会は2時間でお開きになり、半数の方々は帰宅につかれましたが、突然激怒の声と暴走が議長により始まり、2名の議員への暴力といえる行為は主催者である小松崎議長から襟首を持っての対峙に恐怖心を覚えたのは私だけではないと思います。議員を取りまとめ、酒の席であっても主催者は議長であります。倫理的にもあってはならない行動であり、このような光景を町民が目にしたならば、何と申すのでしょうか。幸い町長はお開きの後、帰宅され、不幸中の幸いであったと思います。能ある者は爪を出さずとありますが、暴力は絶対にあってはならないことであります。

今回、不信任案に私は勇気をもって提案をしました。このことで、今後議会活動で妨害や危険に晒されるかもしれません。しかし、町民の負託を受けた議員として、おかしいことはおかしい、堂々と声を上げなければ、城里町そして議会は大変なことになるとの危機感から提案するものであります。

今、全国的に地方の創生と改革の真っただ中、合併して10年の大事なとき、議会の代表である議長はリーダーとして資質を磨き、強い倫理感を持って、全ての模範とならなければなりません。その観点からも、小松崎議長はこれまで申し上げたように、議会の代表としては甚だ不適切と申し上げなければなりません。

今日指摘をしたことを、そのぐらいいいじゃないか、そんな議長でも城里町民そして議

会の代表として認めると容認される議員は、この不信任案に堂々と反対してください。そして、議会広報の他を通じて町民の皆さんにしっかりと賛否の議員の姿を明らかにし、その姿勢に対する声を聞けばよいのです。

また、他の市町村議会にはこの結果に注目していると思います。もし不信任案が否決されれば城里町議会の評価はさらに下がり、これからの議会、そして議長の行動、あるべき姿はこれでよいのだという前例を示すこととなります。それをよしとする議員は、私は一人もいないと信じます。また信じたい気持ちで一杯です。

ご本人のためにも、自ら英断を下し、議長を辞任させることを強く求め、良識ある町民から信頼される議会の構築のためにも、皆様のご理解とご英断をもって、議長不信任案に賛成していただきますことを心からお願いし、提案理由といたします。

以上、よろしく申し上げます。

○副議長（藺部 一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藺部 一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

反対討論はございませんか。

15番根本さん。

〔「前置きがあるじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藺部 一君） 失礼しました。

これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により、1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内とします。

〔15番根本正典君登壇〕

○15番（根本正典君） それでは、私はただいま提出されました議長に対する不信任案に対し、反対の意見を述べさせていただきます。

まず、現議長が選出された議長選は議場という公開の場で行われたものであります。今までのご批判にもありますように、その前までの議長選においては、確かに密室性が高いと言われてもいたし方がないと思われるところがありました。しかし、今回の場合はきちんとした手続にのっとり、公開の場で行われた結果であり、その結果には何ら違法性や密室性のあるものではありません。従って、議長の任期は法の定めるところにより4年であります。

中には、紳士協約とか体裁のよい言葉を用いて議長の席をたらい回しにするような風潮もありますが、私にはそのほうがよほど有権者を愚弄するものに思えます。ただ、今の城

里町議会の議事の流れの悪さを指摘する意見も承知をしております。

しかし、これは役場全体にも言えることですが、度重なる人事異動等により職員本来の能力や経験がうまく使われていなかったり、全くの専門外の部署に異動させられたため、強いプレッシャーがかかり、そのために体調を崩して職を辞した議員や、やる気をなくしてしまった職員がかなりの数、存在すると私は考えております。当議会事務局においても、現在1名の職員が体調不良のため休暇をとっている状態です。そのため、職員1人当たりの仕事量の増加や不慣れなことからくる仕事の遅れが多く見受けられると思っています。

さらに、そこへ私の辞職勧告案などとも絡みますが、地方自治法第149条との関係や、先議の取り扱いをめぐる判断の分かれなど、全国的にも先例のない事例、このことは国県への議長会等にも問い合わせをし、確認をしております。そのようなことを持ち込まれては、議事をスムーズに進行するシナリオを作り、またそのように進行させることは至難の業であり、その結果が事務局や議長の能力をそのまま示すものではないはずです。

仮に、今回、不信任案を提出された方々の中の誰かが議長になれば、このようなことは全くなくなるとでも言うのでしょうか。仮に、現議員の誰が議長になっても、もちろん私も含めてですが、このような状況の中では不可能と考えます。

従って、ここまで申し上げたことを思慮すれば、議長を不信任とする合理的理由はないと考えます。よって、私は不信任案には反対するものであります。

また、根拠を明確にできないことを言うのであれば、それは単なるでたらめやこじつけ、誹謗、中傷であり、到底容認できるものではありません。

以上です。

○副議長（藺部 一君） 静粛に願います。

続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

6番河原井議員。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） 私は、議長不信任案に賛成の立場でお話をさせていただきたいと思います。

先程、一般会計の補正予算否決になってしまいました。億単位のお金が国や県、様々な場所からそれを執行部も一生懸命になって引っ張ってきて、そしてその中で住民サービスに生かすと、この時間のない中で一生懸命対応してきたこと。

先程、根本議員は執行部に対して批判からスタートしていましたが、本来、この

議会のあり方というのは確かにチェック機能、そしてよく議会の中で騒がれるのは、両輪だというふうな話があります。二元代表制、両輪でやっていく、それがうまくいかない、そういう状況が、先程杉山議員の話の中に幾つか出てきています。

本当にこのままでいいのか。私は今年齢的には35です。確かに若造が生意気なことを言っている、よく言われたこともあります。何れにしても、町長も36、確かに若い町長です。でも1つだけ、分かることがあります。いいこと、そして悪いこと、それだけはやっぱり曲げちゃいけない。私は亡くなったおじに、会津にある昔の会津藩校であります、会津藩校の日新館、そこに十の掟、小さい子供たちが十の掟を捉え、そして最後にこういう文言があります。ならぬものはならぬものです。だめなものは、やっぱりだめだ。おかしいと思ったら、そのことに勇気を出して声を振り絞って、勇気を振り絞って答えた以上、それに対してどのような答えを持っていくのか、このことに対して、まず第一に考えなければいけません。

もう少し具体的にお話をします。5年半、議長がずっとこの議会でリーダーとして君臨をしてきました。それはもちろん選挙で選ばれたということもあります。それは重々承知をしています。ですから、今、議員は民主主義というその結論に従いまして活動をしている訳であります。

しかし、一方で、そのときの政権が、つまり役所のリーダーが執行部のリーダーが変わるとなると、その方向性がなかなか見えづらくなる。つまり中立ではない行動が見え隠れします。いつもそういったことで、本当の議会のあり方、つまりその先程も根本議員からお話がありましたけれども、誰がやっても同じだという話があります。それは違います。誰かがやれば変わる、その政治を証明するために、議長をみんなで選ぶんです。

そして、その中でその議長を選んだ上で、我々が何をすべきかを考える上で、議長という職責を我々が選挙で選び、そして執行していただく。つまり腹をくくって議会の反対議員のもとに行って、じゃ、勇気を出して町長のもとに行って、その調整をまず図ってみよう。16日の午後には一般会計補正予算については、町長から話があった。その後、議会でみんなで話し合おう、討議をしよう。

私が議会に入って一番びっくりしたのは、議会で議員間相互の討論、討議が非常に少ないこと。ほぼないと言ってもいいでしょう。その反面、水面下で様々な発言をし、誹謗、中傷をする部分も確かにあったかもしれない。でも、そろそろそれを止める。そろそろそれを変えなければいけない。そのタイミング、時期が今だというふうに思いました。

いよいよこの議会が変わる時であります。不祥事が昨年からもずっとある。それに対して一切議会として方向を出さずに、その中で何もないように、見ざる、聞かざる、言わざるで、議会議員が、議会このままでいいんでしょうか。本当のことを話して、喧嘩してもいいと思います、議論なんだから、喧嘩してもいいと思う。でも、この議場の中できっちり議論できる体制が今の段階で整えられないのならば、やはり新しいリーダーを生み出

す。

皆さんで生み出すその一歩と、今日なることを私は心から切にお願い申し上げますし、一緒になって議会の改革に向けて、もちろん議員定数削減の話は、よく住民の方からお話をいただいております。それにも議会基本条例であったり、通年議会の話であったり、議会の一つ一つのシステム、情報開示の仕方、土曜日、日曜日の議会の話、議会改革しようよ、いろんな声があります。でもできないんです、してこなかったのかもしれない。

そろそろ変わる、変えるチャンスだというふうに思っています。皆様方にはぜひともこの案には賛成をしていただきまして、そして新しい議회를、今日からスタートできるように切にお願い申し上げます、ご賛同賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます、私の意見とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（藺部 一君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○副議長（藺部 一君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） 河原井議員の後で非常に話しづらいんですが、私、賛成の立場からお話をしたいと思います。

まず、議長車、これに公用車の伝票でお金を入れる、新車時にタンクが65リッターしか入っていない。それにどうして71.何リッター入るんでしょう。不思議でなりません。そしてまた事務局長から最初お話を聞いたときに、事務局長に聞きました、どういうことなんだと。これについては満タンで借りて、満タンで返すんだと。どうでしょう。この計算が成り立つのでしょうか。卑しくも公用車の番号を使ってガソリンを、窃取ですよ、これ。泥棒ですよ、皆さんの税金ですよ。これでいいんでしょうか。とにかく泥棒に対しては、私は認めるわけにはいきません。

前回も、この議長の壇上において、議長席において虚偽の報告をする、うその報告をする。このようなことに私たちは許すわけにはいきません。

どうぞ議員の皆さん、正しいご判断をお願いいたします。

○副議長（藺部 一君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○副議長（藺部 一君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○副議長（藺部 一君） 討論なしと認めます。

以上で討論は終わります。

これより小松崎議長不信任案の動議を採決いたします。

本件に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（藺部 一君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

ここで、議長の除斥につきましては、これを解除いたします。議長が着席されるまでお待ちください。

入場するまで、暫時休憩いたします。

午後 5時20分休憩

午後 6時36分開議

○副議長（藺部 一君） 会議を再開いたします。

〔13番小松崎三夫君入場〕

○副議長（藺部 一君） 議長に告知いたします。城里町議会議長の不信任案決議案は否決されました。

これで、議長の職を解かせていただきます。

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 続いて、日程第23、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によりお手元にお配りいたしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。従って、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第24、総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

総務民生常任委員長から、会議規則第73条の規定によりお手元にお配りをいたしました総務民生常任委員会に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。

総務民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。従って、総務民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第25、教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

教育産業常任委員長から、会議規則第73条の規定によりお手元にお配りをいたしました教育産業常任委員会に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。

教育産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。従って、教育産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

報告第31号 議会広報委員会視察研修報告

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第26、報告第31号 議会広報委員会視察研修報告を議題といたします。

広報委員会委員長 藺部 一君。

〔議会広報委員長 藺部 一君登壇〕

○議会広報委員長（藺部 一君） 議会広報委員会を代表いたしまして、去る7月22日、23日に実施いたしました先進地視察研修につきまして、ご報告申し上げます。

本委員会は、議会だよりを多くの方に親しみやすく、読みやすい紙面づくりと編集技術の向上を目的とし、平成26年度宮城県議会だよりコンクールにおいて特選を受賞された宮城県加美町の議会広報紙の発行状況や編集方法について調査し、意見を交換してまいりました。

加美町では、町民に議会の活動状況に関心を持ち、読んでもらえるような努力を重ねていました。表紙の写真は子供たちの生き生きとした写真を中心に採用し、興味を持ってもらえる記事、町民に直接関係の深いものを重点的に掲載していました。議案等の審議、常

任委員会等の所管事務調査などのテーマや紹介や先進地視察、中間報告、最終報告も編集委員が自らレポートを纏め、記事にしていました。審議以外の記事についても、各団体の町内で頑張っている方々を紹介するなど、読者に親しみを持ってもらえる企画記事を掲載していました。宮城県加美町では平成23年度より議会広報モニター制度を導入し、記事内容を三段階に評価、さらに意見や感想も記入できる欄を設け、町民と議会のパイプ役となる広報紙づくりに努めていました。

また、宮城県名取市仙台空港にて、東日本大震災による仙台空港の被災状況と現在までの復興状況について調査してまいりました。現在も空港利用者へ写真パネルを展示し、当時の状況を伝えていました。今後いつ起こり得るかわからない災害時、議会としてすばやい対応、適切な判断が求められていますが、伝えていく重要性も改めて感じました。

今後、城里町議会だよりを発行するに当たり、大いに参考となる研修であり、また町民に分かりやすく、溶け込みやすい議会だよりの編集が大事であることを痛感した調査研修となりました。

以上、概要を述べさせていただきましたが、詳しくはお手元の報告書をご高覧いただきまして、委員会視察の報告とさせていただきます。

懲罰動議の提出

○議長（小松崎三夫君） 大変お疲れさまでございました。今後とも……。

〔「議長、懲罰動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 5番三村孝信君より懲罰動議を提出されました。

○5番（三村孝信君） 11番南條 治議員の懲罰動議を提出します。

○議長（小松崎三夫君） ただいま、5番三村孝信君から、11番南條 治議員の懲罰動議が提出されました。会議規則第16条の規定により、動議は1人以上の賛成者が必要です。

お諮りをいたします。

賛成する方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） この動議は1人以上の賛成者がありますので成立いたします。

11番南條 治議員の懲罰動議を日程に追加し、追加日程第1、発議第8号として、直ちに議題とする賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、11番南條 治議員の懲罰動議を日程に追加し、追加日程第1、発議第8号として可決されました。

発議第8号 南條 治議員の懲罰動議

○議長（小松崎三夫君） それでは、追加日程第1、発議第8号についての動議を議題といたします。

提出者に提案理由を求めます。

資料配付、発議第8号の。

〔資料配付〕

○議長（小松崎三夫君） 提出者に提案理由を求めます。

5番三村孝信君。

〔5番三村孝信君登壇〕

○5番（三村孝信君） それでは、懲罰動議の提案理由の説明をいたします。

先ほど、南條議員の討論の中で小松崎議長に対し、公の場であるにもかかわらず、泥棒という言葉が出てきました。これは犯罪人を指す言葉でありまして、刑が確定して窃盗犯、泥棒ということになるんでしょうが、ここは我々は責任ある場でありまして、いいかげんな推量や思い込みでそうした言葉を吐くということは、議会の品位を大きく汚すことであるというふうに理解をしております。我々は自分の言葉にはやはり節度と良識を持って臨まなければならないと思っております。

そうしたことから、南條議員の発言に対し、懲罰を動議した訳であります。どうか皆さんの賛同をお願いして、懲罰動議の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

懲罰の審議は、懲罰動議の会議、委員会審査、懲罰決定の会議で審議されます。日程を追加して、議題として提出者の説明を聞き、質疑の後、弁明の申し出がある場合はその弁明を許し、委員会に委託することとなっております。

懲罰は議員の身分にかかわる重大な問題であるから、標記第111条の規定により、必ず委員会の審査を得なければ議決することができないとされています。

○5番（三村孝信君） 議長、その前に賛否の可決だけはとってください。賛否の可決は。

○議長（小松崎三夫君） ないですね。

○5番（三村孝信君） いやちょっと待ってください。成立するかどうかは今提案者だけですよね。それについて過半数のやはり賛成が必要だと思いますので、それは入れてくれないと提案者としては納得できません。体会してください。

○議長（小松崎三夫君） 暫時休憩。

午後 6時50分休憩

午後 6時58分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの問題ですが、もとへ戻らせていただきます。

11番南條 治議員の懲罰動議を日程に追加し、追加日程第1、発議第8号として直ちに議題とすることに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 賛成多数です。従って、11番南條 治議員の懲罰動議を日程に追加し、追加日程第1、発議第8号として可決されました。

〔「何で」「だから議長が自分で決めて」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 大変失礼いたしました。

〔「起立からやってください」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 11番南條 治議員の懲罰動議を日程に追加し、追加日程第1、発議第8号として直ちに議題とすることに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 以上のとおり、採決の結果、賛成反対が同数です。従って、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して採決します。

発議第8号……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○14番（鯉淵秀雄君） ちょっと懲罰動議でございますが、同数ですので、議長が決するということなんですが、議長はその懲罰の内容等がまだお手元に届いてないので、趣旨説明の中では、泥棒という不適當の発言があったと。議長はこれを確認されて、自身の採決を行うわけでございますか。

○議長（小松崎三夫君） お答えします。私は議長室におりまして、あそこのスピーカーで聞いておりました。そういうことでございます。

したがって、発議第8号、南條 治議員については、各位の賛否が同数ですので、今後、内容を詳しく精査、なんだこりゃ。よって議長は可決とします。

〔「議長が決します」「議長が決するんですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） それでは、日程第1、発議第8号についての動議を議題といたします。

提出者に提案理由を求めます。もう一回やるの。

〔「いや違うんだよ」「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 分かりました。

〔「休憩」「自分が賛成か反対か意思を示してそれでどうにかとしないと」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に会議を再開いたします。

懲罰の審議は、懲罰動議の会議、委員会審査、懲罰決定の会議で審議されます。日程を追加して、議題として……。

〔「質疑」「これは委員会でやるんだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑はやりません。委員会をします。

提出者の説明を聞き、質疑の後、弁明の申し出がある場合はその弁明を許し、委員会に委託することとなっております。懲罰は議員の身分に関する重大な問題であるから、標記第111条の規定により、必ず委員会の審査を得なければ議決することができないとされています。よって、特別委員会を設置して付託し、審査することになります。

日程上、時間をとるのが困難なので、継続審査としたいと思います。閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） それでは、ただいま異議ありの声が出ました。これで、ここで採決をいたします。

〔「その前に確認をさせてください」「質疑と弁明があります」「確認をさせてください」「それは委員会がやる」「委員会は、これ…」「休憩」「質疑が入らなければ委員会設置できない」「委員会の中には質疑が入っているんだ」「提案者に対して質疑しないといけないんです」「発言をしているかどうか確認ができなければそんな簡単なものでしょうよ、これ」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 簡単なもんじゃないでしょう。

〔「委員会を設置して」「委員会付託だ」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） だから、継続審査をして、それでその間に委員会を設置しまして、委員会で審議をしようということです。

〔「違う。質疑」「本会議場で質問、質疑をしなければ意味がない」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 本会議になるでしょうよ、臨時会。

〔「特別委員会の委員さんだけしか質疑できないんだ。じゃ、委員会から外れた人は質疑なしということになっちゃうでしょうよ、それでは」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） じゃ、今から委員会設置して。

〔「簡単に答えないで」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） いや、委員会を設置するのは、だから今言いましたように、特別委員会を設置して委員を選出しまして、それで……。

〔「委員の選出は賛成の方でしょうよ。賛成の方が委員になる訳でしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） そうはいかないでしょうよ。

〔「基本的にはそうだな」「強行採決反対」「質疑があるんだよ、採決する前に」「この懲罰の場合はそうじゃなくて、質疑をしなくて委員会を設置するのが先で」「強行採決ですよ、これは」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 強行採決ではないですよ。

〔「本会議場で質疑と弁明があります」「暫時休憩して」「休憩」「質疑があつて採決しないとだめだよ」「休憩」「賛成の方だけで委員会設置になっちゃうでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） だから、それは……。

〔「でたらめなことやるなよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） でたらめ……。

午後 7時06分休憩

午後 7時25分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

訂正をいたします。

提出者の説明を聞き、質疑の後、懲罰事案者の弁明がある場合はその弁明を許し、委員会に委託するとなっております。

これから質疑を行います。

質疑がある方はご発言願います。

14番鯉渕秀雄君。

○14番（鯉渕秀雄君） 討論の中で、議長に対して泥棒と発したということで懲罰動議ということでございますが、ちょっと発言を聞き漏らしましたので、議事録テープの開示をお願いし、その確認をしていきたいと思うんですが、議事録テープの確認をお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 今から。

○14番（鯉渕秀雄君） はい、今。

○議長（小松崎三夫君） ちょっと時間かかるそうでございます。待てますか。待ちますか。時間かかるそうですけれども待ちますか。

〔「だって待たないな」「確認をしなければ審議できないでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 休憩。

午後 7時29分休憩

午後 7時39分開議

〔テープ再生〕

○議長（小松崎三夫君） 鯉渕議員、いいんですか。

14番鯉渕秀雄君。

○14番（鯉渕秀雄君） 今、確認をさせていただきました。

しかしながら、関係者の方に議会運営委員長、また副委員長が賛成者として起立されて

ございます。

先ほど、私が申し上げましたように、議会運営委員会というものは議会を円滑に運営されるため協議機関でございます。ですから、委員長、副委員長が賛成者として名前を連ねるということは、不公平な議会運営委員会になるのかなと感じておりますので、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 今は、でもあれじゃないですかね。別に議会がどうのこうのと言ってもですね。

5番三村孝信君。

○5番（三村孝信君） 提案書の中には入っているということではありますが、これ当然議員でありますから議決権があるということでもあります。

それと、これは委員会を設置して審議をしていく。また南條議員の弁明も聞くということでもあります。

基本的には、やはりその委員会構成は当然公平な構成員というか、そういうことでやらなければ偏ったことになると思います。

以上です。そういうことで、議会議員には可決するあれがあるのでということでもあります。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 他にございませんか。

5番三村孝信君。

○5番（三村孝信君） 特別委員会設置ということでもあります。議会運営委員会も通すでしょうが、議会運営委員会のメンバーはそのまま特別委員会ということでもないでしょうし、メンバーについては公平な立場で構成員を構成するというので議会は進んでいくと思います。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 14番鯉渕秀雄君。

○14番（鯉渕秀雄君） ちょっと答弁がちょっとちぐはぐではありますが、取り敢えず、この懲罰動議の中に原因の委員長、副委員長が入っている。入っているということは議会を円滑に運営するための協議機関であるがための委員長、副委員長でありますから、これは公平性を欠くのではないかという質問をしているんですが、質問がちょっとかみ合わないんですが、それはそれで結構でございます。

そうした中で、僕も懲罰動議にかかりそうになった経験を持っているんです。通常ですと、懲罰の話がございまして、議会運営委員会を開催して、本人を確認して、その中で本人が認めれば、謝罪の気持ちがあるのかどうか、謝罪をする、発言の取り消しをする、そういうときには、これで大体謝罪で終わりなんです、通常ですと議会運営委員会の中で、通常は。

○議長（小松崎三夫君） 俺に聞いているんですか、私に。

○14番（鯉渕秀雄君） いや。

○議長（小松崎三夫君） 三村議員に。

○14番（鯉渕秀雄君） だって議長に聞いたって仕方がないでしょう。提出者に聞いているの。

通常ですと、そういう流れになるんです。

ところが今回はいきなり懲罰動議の委員会設置ということに持ち出されましたので、その辺の兼ね合い、議会運営委員会の役割を飛び越した形で、今、動議の委員会設置が進められていますので、その辺ちょっとお聞かせください、僕も経験ありますので。

○議長（小松崎三夫君） 5番三村孝信君。

○5番（三村孝信君） お答えします。

まず、懲罰動議を出したということに関しては、動議というのは72時間以内、3日以内ということですね、懲罰動議に関しては3日以内と。それで、もう会期は今日であると、今日が最終日であると。こういう状況から動議という形を出したということであります。

○議長（小松崎三夫君） 14番鯉渕秀雄君。

○14番（鯉渕秀雄君） ですから、それ通常ですと、議会運営委員会の中で解決策を模索するというのが、今までの慣例でございます。今までの慣例でございます。

ましてや、今回は言われた本人ではなくて、ほかの議員さんから動議が出ています。この辺についていかがですか。

○議長（小松崎三夫君） 5番三村孝信君。

○5番（三村孝信君） 慣例は慣例ですからね。これはちゃんと動議と、懲罰動議というのがルールとして認められているので、それを実行したまでです。

それと懲罰動議、それは鯉渕議員がおっしゃっていることもよく分かります。ただ今回動議を出して、議長が議長に提出するということですよ。議長本人が出しても、当然それはいいし、議長本人であれば賛成者も要らないということなんですよ。だから議長が出すということは、当然選択肢としてはあったと思うんですが、やはり議長が動議を受けるといような立場で今進行しています。そういった形で、私は議長の代弁者というようにこの動議の発議をしているということでもあります。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 他にございませんか。

弁明はございませんか。

11番南條 治君。

○11番（南條 治君） 弁明ということではありますが、私も原稿なしで発言をしました。その中で不適切な発言があったということでもありますので、それに対しては謝罪をしたいと思います。

以上です。

そういうことで発言の取り消しをお願いいたします。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） ただいま南條議員からございましたが、懲罰の審議は懲罰動議の会議、委員会審査、懲罰決定の会議で審議されます。

〔「発表してください」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） それでは、懲罰動議の会議をですね……。

〔「その前に発言を取り消しますと発言した訳ですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 私はですね、私に聞いているの、これ。私に聞いている訳ですか。

5番三村孝信君。

○5番（三村孝信君） 2人でそこでやりとりしないでください。それはおかしいよ。けれどもきちんと議長も軽々しく答えては困る。

○議長（小松崎三夫君） 失礼します。

それ、私に謝罪している訳ですか。私はこのままでは公の場で、私が泥棒したこともございませんし、これを言われたんでは私はこのままでは弁明させていただいても納得はしません。私は何でもかと言いますとお話はいいですが、油を泥棒したとか何とかと言われましたけれども、私は事実一切ございません。

これは私は知らないところで、本当の話、次の日、事務局サイドで油を入れて私のところへ持ってきただけでございまして、私がどうのこうのしたわけでも何もございません。幾らかかったか何もわかりません、私は。伝票も見ていませんし。そういうことでございます。

よろしいでしょうか。

16番小坪 孝君。

○16番（小坪 孝君） 町長同席していますので、私はお願いしたいと思っておりますけれども、やっぱりこの件はきちんと調査をして結果を出してください。そうしないと、やっぱり南條議員もやっぱりあれだろうから、やっぱりこの議員さんの中で、そういう職員のほうを徹底的に調査して、議長からも発言がありましたのでお願いしておきます。

○議長（小松崎三夫君） 要望だけですか。

○16番（小坪 孝君） 要望です。

○議長（小松崎三夫君） それでは。本当に問題ですよ、弁明動議ですから。

それで、今度の審査委員会に行きますが、これに対してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 異議なしですか。それでは異議なしとなりました。

それでは、懲罰の審議は懲罰動議の会議、委員会、審査、懲罰決定の会議で審議されま

す。

日程を追加して、議題として提出者の説明を聞き、質疑の後、弁明の申し出がある場合はその弁明を許し、委員会に委託いたすこととなっています。これはいいです。

懲罰議員は身分に関する重大な問題であるから、標記第111条の規定により、必ず委員会の審査を得なければ議決することができないとされています。よって特別委員会を設置して付託し、審査することになります。日程上、時間をとるのが困難なので、継続審査としたいと思います。閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者なし〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

14番鯉渕秀雄君。

○14番（鯉渕秀雄君） 継続審査ということでございますが、これ委員会を設置することですね。

○議長（小松崎三夫君） そうです。

○14番（鯉渕秀雄君） すると、その委員会の委員さんというのはどのように選任されるんですか。

○議長（小松崎三夫君） いや、これは公平にある程度は公平にやらないと、基本的にはこれに対して賛成した人にしか、でしたね、公としては。

5番三村孝信君。

○5番（三村孝信君） 全員でいいよ。

○議長（小松崎三夫君） 全員ですか。

○議長（小松崎三夫君） 全員協議会でということ。

14番。

○14番（鯉渕秀雄君） 先ほど申しましたように、議会運営委員会の中で解決策を見出すべきという判断をしていますので、私は委員には辞退いたします。

○議長（小松崎三夫君） はい。

16番小坪 孝君。

○16番（小坪 孝君） 私も調査委員会から抜きたいと思います。

町長、もう一回お願いしておきますけれども、職員のほう委員会開催の前にきちんと調査してくださいね。それだけお願いします。

○議長（小松崎三夫君） よろしいですか。

12番杉山 清君。

○12番（杉山 清君） 私も辞退をします。

○議長（小松崎三夫君） 6番河原井大介君。

○6番（河原井大介君） 非常に乱暴な形の強行採決に似たような形であります。この懲罰委員会は、私は出席しません。

○議長（小松崎三夫君） ないですか。

片岡君。

○2番（片岡藏之君） 私も、南條議員が謝罪をし、文言の訂正をこの場で言っているにも関わらず、それを聞き入れないということで、私も辞退します。

○議長（小松崎三夫君） 以上でよろしいでしょうか。

報告第32号 城里町総合教育会議設置要綱の制定

報告第33号 城里町水道事業水道料金漏水認定減免基準の一部を改正する規程

報告第34号 平成26年度地方公共団体財政健全化法に関する健全化判断比率及び資金不足比率

報告第35号 株式会社 桂ふるさと振興センター決算報告書

報告第36号 株式会社 物産センター山桜決算報告書

報告第37号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）

○議長（小松崎三夫君） 続きまして、日程第27、報告第32号 城里町総合教育会議設置要綱の制定から、例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）については、後ほどご熟読を願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

町長挨拶

○議長（小松崎三夫君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 平成27年9月議会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本議会に提案いたしました議案等につきまして慎重審議をいただきまして、心から厚く御礼を申し上げます。

また、議員各位から賜りましたご意見等については、今後の町政執行の参考とさせていただきたいと思っております。引き続きの格別なるご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

特に、否決をいただきました第3回定例、9月補正予算でございますが、これには大桂大橋耐震補強工事、ソーラーLED投資設置事業、防犯灯LED化事業など、国や県からの補助金が既に内定している事業がございます。特に防犯灯LED化事業につきましては、シルバーウイーク終了後、速やかに事業者によるプレゼンテーションを行い、事業者

を決定する予定でしたが、本日、今回予算が否決となりましたので、プレゼンテーションも期限を予算が成立するまでは中止ないし延期を事業者に対してお伝えしなければならないという状況でございます。2,100基に及ぶ町内のLED電灯を設置する事業は、町民が長く希望していた事業であり、これが今回ご理解いただけなかったことは痛恨でございます。

また、町営住宅の修繕費用あるいは七会地区におけるオフトークの修理費用、こういった既に町営住宅に住んでいる方あるいは防災のために今すぐ必要な防災の情報連絡手段の修繕費用についても、今回お認めいただけなかったということは非常に残念でございます。

私の説明が足らなかったものと深く反省し、更に議員の皆様方には説明を尽くし、協力をいただけるようお願いをしたいと考えております。

最後になりますが、議員各位には体調管理には十分注意され、城里町発展のためご尽力くださるようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。大変お疲れさまでした。

議長挨拶

○議長（小松崎三夫君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は11日間に渡り、提案されました多くの重要議案について終始熱心にご審議をいただきました。まことにありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上をもちまして、閉会といたします。

午後 7時59分閉会